

東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第3条まで (現行のとおり)	第1条から第3条まで (略)
第4条 削除	<u>(所得制限)</u>
	<p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者とし<u>ない。</u></p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算法は、規則で定める。</p>
第5条から第12条まで (現行のとおり)	第5条から第12条まで (略)